

雨水貯留浸透施設設置費 補助金制度のご案内

—雨水貯留浸透施設の設置にご協力を—



近年、急速な市街化により、コンクリートで覆われた宅地等が増加する一方、雨水を一時的に貯めたり、地中にしみこませる役割を果たしてきた田畑等が減少しています。

そのため、一度に多量の水が河川や水路に流出するようになってしまい、水害の原因にもなっています。

雨水を貯留したり地下に浸透させることにより、河川や水路への雨水の流出を抑え、水害を緩和させることができます。

こんな効果が期待できます

- 河川や水路への負担を軽減します。
- 水害の軽減に役立ちます。
- 地下水を涵養し、緑と水辺を保全するため、水資源の確保が図れます。
- 庭木の散水等、雨水の有効利用が図れます。
- 災害時における代替水源としての利用が図れます。

江 南 市

雨水貯留浸透施設の必要性

開発前



雨水の大半は地中に浸透したり、水田などに貯留され、下流への流出は抑えられています。

開発後



地表がコンクリートなどで覆われたり、水田などがなくなることにより、雨水が短時間に集中して河川に流出し、浸水の被害が増加します。

雨水貯留浸透施設の種類



ご家庭でできる雨水流出抑制の例

①雨水貯留槽（雨水タンク）

屋根に降った雨を雨どいからタンクに溜め、散水等に利用できる機能を持った施設

②浸透トレンチ

屋根に降った雨を雨どいから柵に送り、柵と柵をつないだ管から雨水を地中に戻す機能を持った施設

③雨水浸透柵

屋根に降った雨を雨どいから柵に送り、柵から雨水を地中に戻す機能を持った施設

④透水性舗装

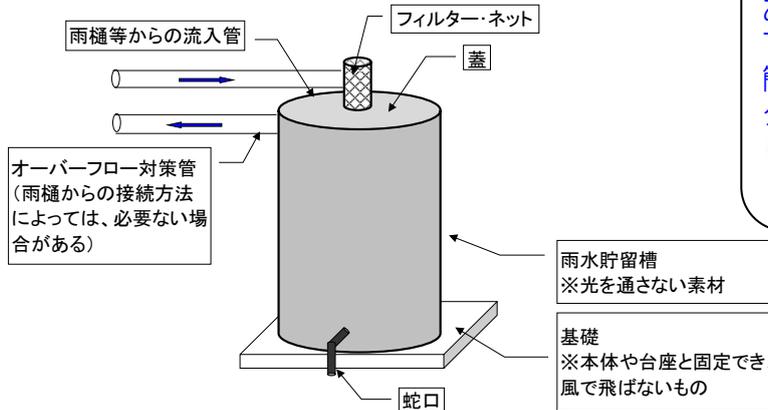
舗装に降った雨を舗装内のすき間から、雨水を地中に戻す機能を持った舗装

補助対象施設の基準及び補助額

雨水貯留槽（雨水タンク）

○設置・構造基準

- ・貯留容量が100リットル以上の新設の貯留槽とします。
- ・下記図を標準とします。



100リットル以上であれば、1万円以下で設置できる簡易な雨水タンクは、全額補助します。



○補助額

- ・1施設につき工事費総額の10分の9に相当する額を補助します。
- ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、補助の限度額は下表のとおりです。

(1施設当たり)

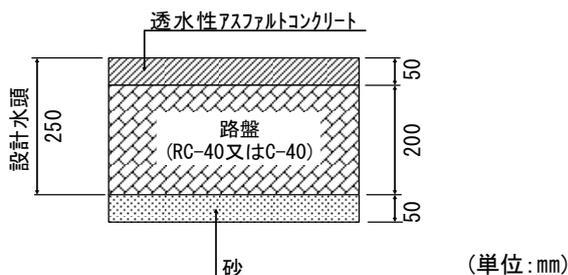
貯留容量		補助限度額
100 リットル以上	200 リットルまで	45,000 円
200 リットルを超え	500 リットルまで	100,000 円
500 リットルを超え	1,000 リットルまで	200,000 円
1,000 リットルを超えるもの	地上型	200,000 円
	地下型	300,000 円

※100リットル以上であれば、1万円以下で出来る簡易な雨水タンクは全額補助します。

透水性舗装

○設置・構造基準

- ・下記図と同等の貯留浸透量以上のものとします。



2リットル入りペットボトルで換算すると1平方メートルあたり2時間で約30本浸透します。



○補助額

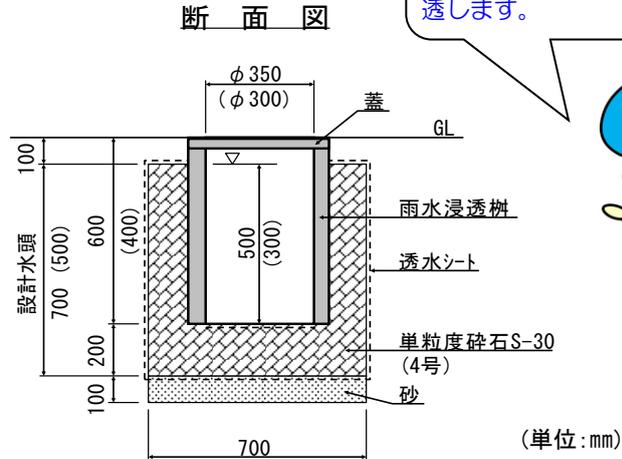
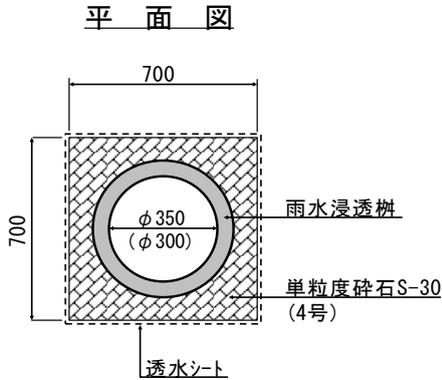
- ・面積の小数点以下を切り捨てた数量に、500円を乗じた額を補助します。
- ・補助の限度額は、200,000円とします。(400平方メートルを限度)

雨水浸透枵

○設置・構造基準

- 建築面積50平方メートルに対し1基以上設置するものとします。
- 下記図と同等の貯留浸透量以上のものとします。

内径350mmは2リットル入りペットボトルで換算すると1基あたり2時間で約245本浸透します。



○補助額

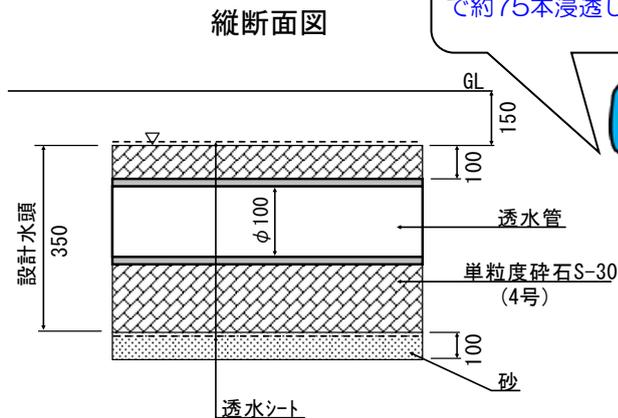
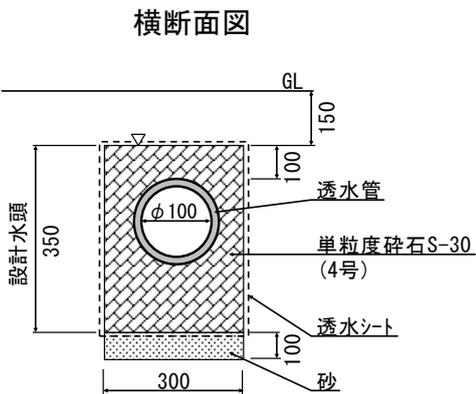
- 内径300ミリメートルの浸透枵は1基につき10,000円、内径350ミリメートルの浸透枵は1基につき20,000円を補助します。
- 江南市総合治水計画において、重点地区における対策メニューで雨水貯留浸透施設設置費補助として指定した区域「草井町（木曾川流域を除く）、和田町、勝佐町」は、内径300ミリメートルの浸透枵は1基につき20,000円、内径350ミリメートルの浸透枵は1基につき30,000円を補助します。

浸透トレンチ

○設置・構造基準

- 下記図と同等の貯留浸透量以上のものとします。

2リットル入りペットボトルで換算すると1メートルあたり2時間で約75本浸透します。



○補助額

- 延長の小数点以下を切り捨てた数量に、3,500円を乗じた額を補助します。
- 補助の限度額は、105,000円とします。（30メートルを限度）

補助の手続きの流れ

補助金の申請

- 交付申請書（様式第1）にて申請してください。
※貯留槽は、見積書も添付してください。
※申請には、申請者の印鑑（浸透印は使用不可）が必要です。

補助金の交付決定

- 審査のうえ交付決定通知書（様式第3）により決定します。

工事着手

- 実績報告書提出時には、工事着手前・工事完了後の写真の添付が必要です。
※地下式施設は工事施工過程の写真の添付も必要です。
- 申請内容に変更があった場合は、変更申請書（様式第4）により変更の手続きをしてください。

工事完了

- 代金を支払い、代金の請求書と領収書をもってください。

実績報告書の提出

- 実績報告書（様式第5）を提出してください。
※貯留槽は、写真及び代金の請求書の写しと領収書の写しもそれぞれ添付してください。
※工事着手前・工事完了後の写真の添付が必要です。
※地下式施設は工事施工過程の写真の添付も必要です。

完了確認検査

- 市が現地及び写真にて確認検査を行います。

補助額の決定

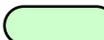
- 交付決定通知書（様式第6）により通知します。

補助金の請求

- 交付請求書（様式第7）を提出してください。
※提出の際、金融機関・支店名・口座番号・名義人（補助金申請者）を預金通帳で再度ご確認ください。

補助金の支払

- 補助金の請求後、市から指定の口座に振り込みます。

※  は申請者（設置者）が行う事務等で、 は市が行う事務等です。

※ より詳細な手続きの流れや添付書類については、ホームページ掲載の資料をご確認ください。

補助の対象とならないもの

江南市雨水貯留浸透施設設置費補助金交付要綱 第3条より

- 国や他の地方公共団体及び独立行政法人、その他規定の団体等が設置するもの
- 江南市宅地開発等に関する指導要綱に該当するもの
- 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第9条または第16条に規定する行為のため設置するもの
- 既に補助金を受けたことがある雨水貯留浸透施設を作り変えようとするもの
- 移転補償等機能回復により設置するもの
- 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に定義される区域内で、浄化槽を転用して雨水貯留施設を設置しようとするもの
- 江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成26年条例第27号）第3条、第4条又は第5条に規定により雨水抑制対策を講ずるため設置するもの
- 市長が補助金の交付を不相当と認めたもの
※ 既に設置されているもの 等



問合せ先

江南市水道部下水道課雨水排水グループ

〒483-8018 江南市般若町中山146番地

TEL (0587)54-1111

<http://www.city.konan.lg.jp>

※右のQRコードから、ホームページへアクセスできます。



※下水道課は市役所本庁舎内にごさいませんので、ご注意ください。

2019.10.01